

キャッシュレス納付について

名古屋国税局 管理運営課

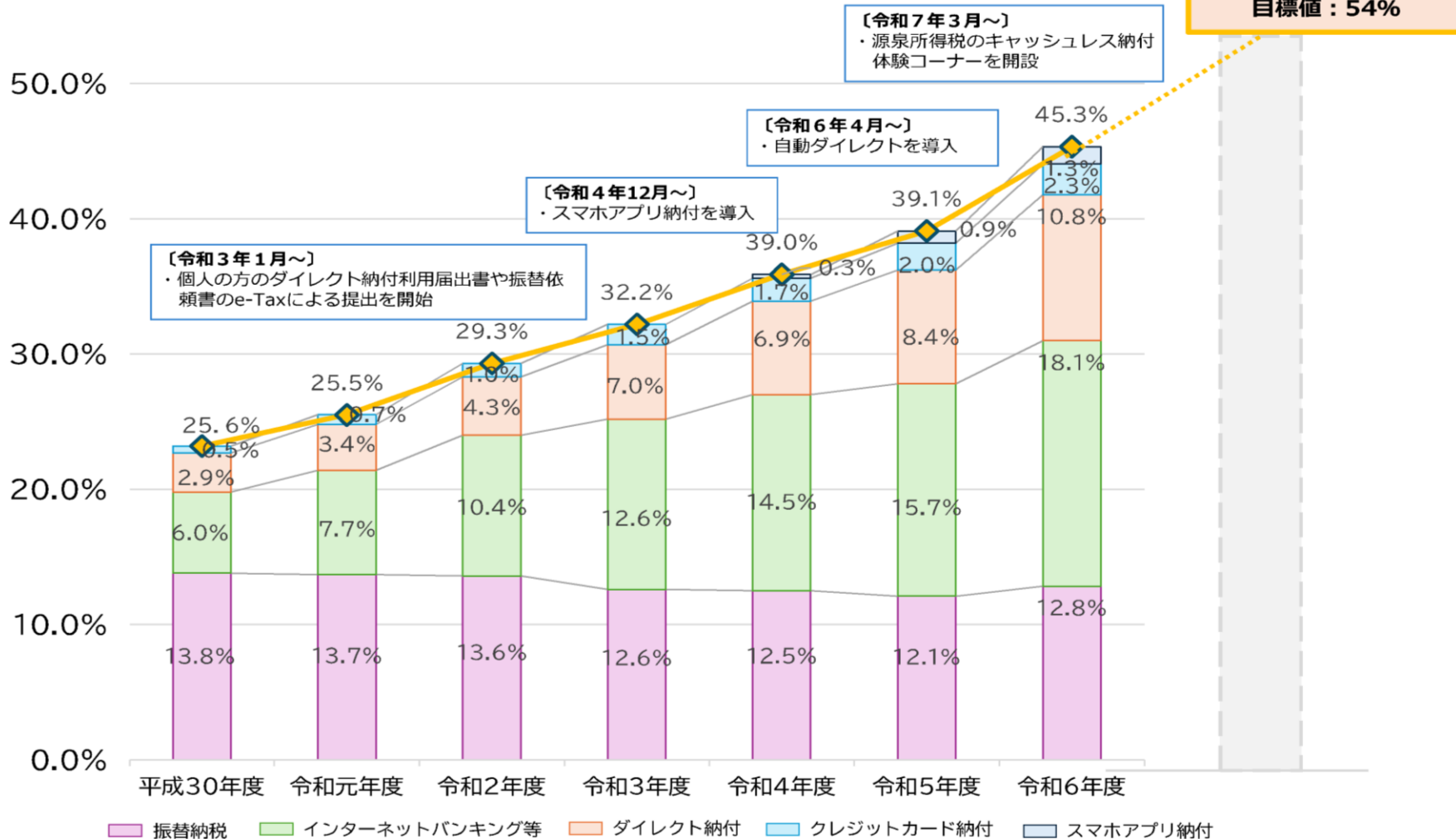
目次

1	キャッシュレス納付割合の推移	P 1	4	インターネットバンキング等による納付	P 12
2	国税のキャッシュレス納付手段	P 2		参考1：入力方式の操作イメージ	P 13
3	(1) ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）	P 3		参考2：入力方式の留意事項	P 14
	(2) 自動ダイレクト納付	P 4	5	振替納税	P 15
	(3) 予納ダイレクト	P 5	6	クレジットカード納付	P 16
	(4) ダイレクト分納（既に納期限を経過している場合）	P 6	7	スマホアプリ納付	P 17
	(5) ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）の機能のまとめ	P 7	8	各種キャッシュレス納付概要一覧表	P 18
	参考1：自動ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）の操作方法	P 8		（参考情報） e-Taxに関する質問と地方税ポータルシステム	P 19
	参考2：源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー	P 9		（参考情報（1）） 地方税（eLTAX）の納付手段	P 20
	参考3：予納ダイレクトと予納制度の違い	P 10		（参考情報（2）） 地方税（eLTAX）の納付手段	P 21
	参考4：書面申告でもダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）できます！	P 11			

キャッシュレス納付割合の推移

キャッシュレス納付は、時代に合った納付手段や便利な機能を追加しており、ダイレクト納付とインターネットバンキングを中心に、利用割合は年々増加している。

キャッシュレス納付割合の推移（平成30年度～令和6年度）



国税のキャッシュレス納付手段

ダイレクト納付 (e-Taxによる 振替納税)

- e-Taxにより申告書等を提出した後、事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座（複数の預貯金口座が利用可能）から、即時又は納付日を指定して、口座引落としにより納付することができます。
- 地方税についても、eLTAXを利用して、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で税金をダイレクト納付することができます。



インターネット バンキング等

- 事前にe-Taxの利用開始を行うことで、インターネットバンキング等から納付できます。



振替納税 (個人の方のみ)

- 事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に、口座引落としにより納付することができます。
- 申告所得税や消費税(個人)の確定申告書を毎年提出する必要がある方に便利です。



クレジット カード納付

- 事前の手続きなしで、パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスし、所定の項目を入力することで納付ができます。



スマホアプリ納付

- e-Taxからスマートフォン決済専用のWebサイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、納税者が利用可能なPay払いを選択して納付する手順です。



(1) ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)

➤ 納付機会が多い源泉所得税に推奨

【事前準備】

- 1 e-Taxの利用開始手続
- 2 納税用確認番号等の登録
- 3 ダイレクト納付利用届出書の提出
(法人は書面のみ・個人はオンライン可)
- 4 ダイレクト納付利用可能のお知らせの確認

ダイレクト納付とは、e-Tax（国税電子申告・納税システム）により申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落としにより国税を電子納付する手続です。

ご利用に当たっては、事前に[e-Taxの利用開始手続](#)を行った上、納税地を所轄する税務署へ、専用の届出書を[書面で提出](#)していただく必要があります（個人の方は、専用の届出書を[オンラインで提出](#)することもできます）。

メリット

- ・引落日は、任意の日を設定や法定納期限の自動引落としが可能
- ・電子申告等の後、簡単な操作で納付手続が完了
- ・インターネットバンキング契約不要
- ・税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能
(納税者本人の納税用確認番号等を登録しておくことが必要)
- ・手数料不要

デメリット

- ・法人は書面での届出が必要
(届出から利用まで一月程度)
- ・稼働時間制約有
- ・e-Tax環境必須



★詳しくは、国税庁HP「ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）」へ

(2) 自動ダイレクト納付

【自動ダイレクトとは】

e-Taxの申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目が表示されるので、チェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続きをすることができる機能です。

自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限となります。

なお、法定納期限当日に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日に口座引落としされます。

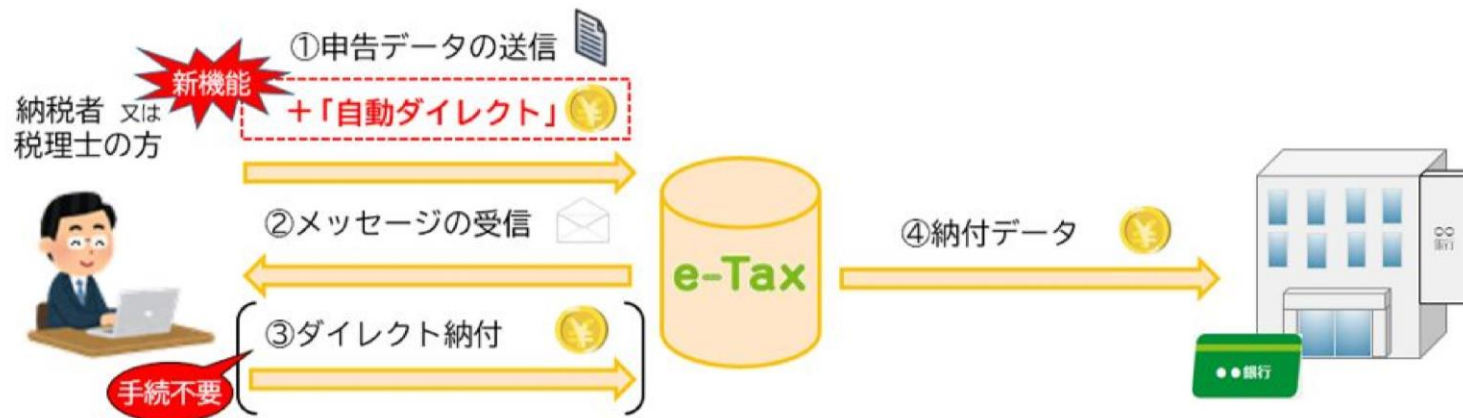
メリット！

利用するには法定申告期限内に申告手続を行う必要があります！

要注意！

- 申告データの送信と同時に納付設定可能
- 口座を複数登録している場合、画面上で利用する口座を選択可能

(注) 中間申告書を提出すべき事業者が、その中間申告書を提出期限までに提出しない場合、別の方法での納付が必須



申告等データと併せて納付データの送信が可能となることで、「③ダイレクト納付」の手続が不要となります。

期限後申告や修正申告の場合は、自動ダイレクトの利用はできません。

申告手続後にメッセージボックスに格納する受信通知（納付区分番号通知）から申告手続を行った当日に「今すぐに納付される方」を選択してダイレクト納付を行ってください。

※ 書面申告した場合も、自動ダイレクトの利用はできません。

(3) 予納ダイレクト

【ダイレクト納付を利用した予納の概要】

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日と納付金額等をダイレクト納付画面により登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じた任意のタイミングで納付することができます。

ポイント

【登録できる期間】

予納する国税の課税期間内

【利用可能税目】

申告所得税及復興特別所得税・消費税
及地方消費税・法人税（地方法人税）
贈与税

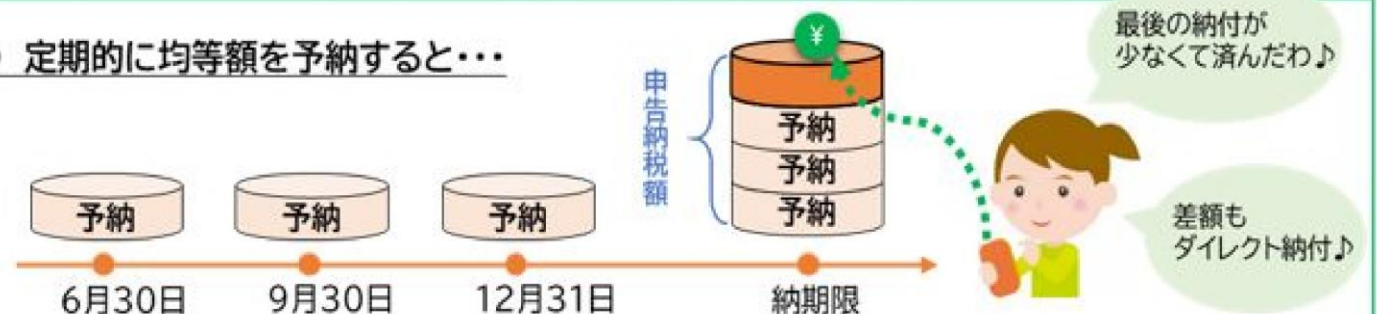
メリット！

- 登録した納付日に、預貯金口座から引き落とされる
- 定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、都合・事情に応じた計画的な納付が可能



★詳しくは、国税庁HP「計画的な納税（資金の積立て）を検討されている方（予納ダイレクト）」へ

◎ 定期的に均等額を予納すると…



(4) ダイレクト分納（既に納期限を経過している場合）

ポイント

【ダイレクト納付を利用した分割納付の概要】

通常のダイレクト納付では、納付の都度、預貯金口座からの振替を指定する必要がありますが、「ダイレクト納付による分割納付」では、一度の登録で約12か月後の日付まで納付予定日を指定することができます。

ただし、国税を納期限までに一括で納付することが困難であり、「ダイレクト分納」をご利用したい場合は、事前に、所轄の税務署又は国税局の徴収担当職員と納付相談を行ってください。

ダイレクト分割納付の計画について、徴収担当職員と納付相談を経ずに納付計画を登録した場合は、滞納処分（財産の差押え、公売等）を行うことがありますのでご注意ください。

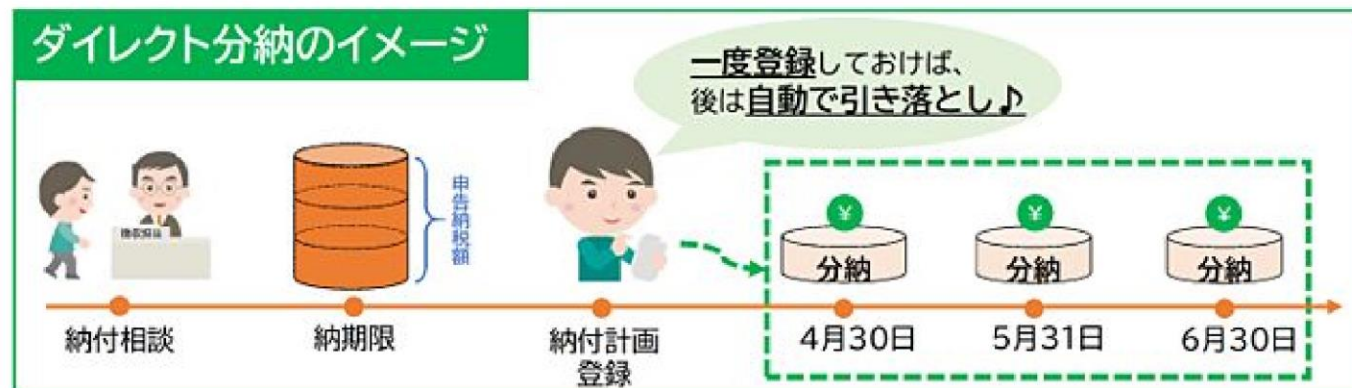
メリット！

- 登録した（複数の）納付日に、預貯金口座から引き落としされることにより、分割納付することができる
- 事前に納付予定日をe-Taxのメッセージボックスにお知らせ（※）し、「うっかり納付を忘れてしまった...」ということを防ぐことができる

※ e-Taxにメールアドレスを登録すると、登録したメールアドレスに通知される

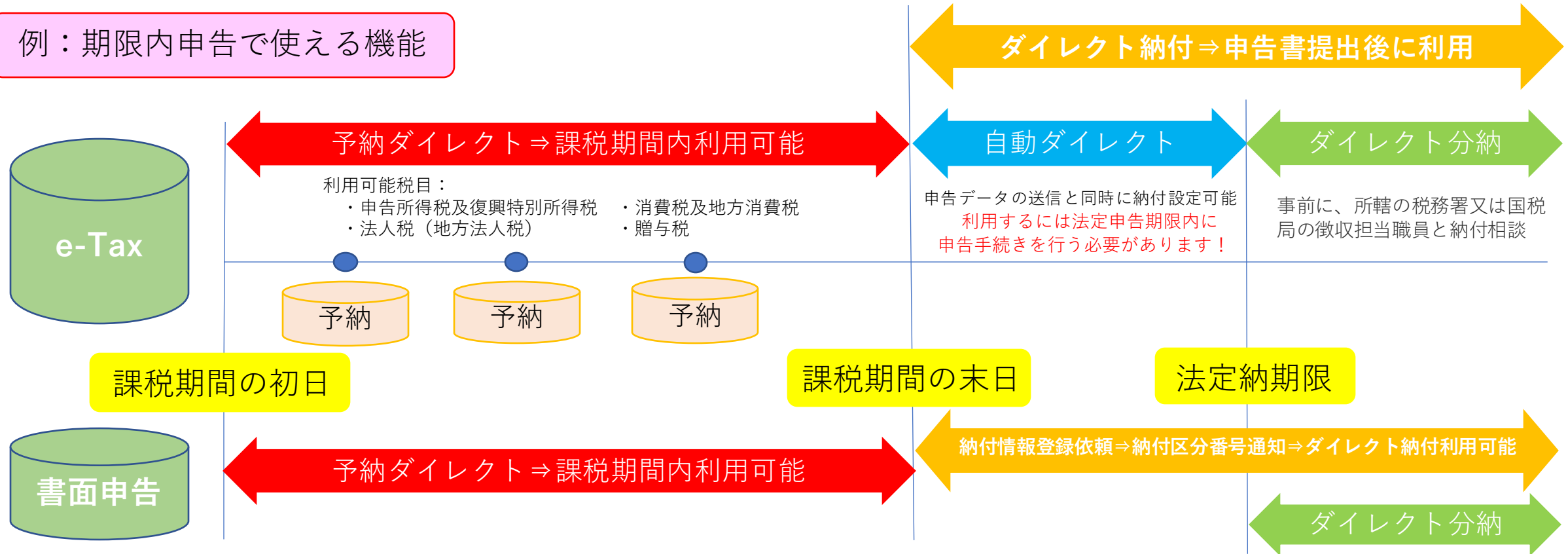


★詳しくは、国税庁HP「国税を納期限までに納付することが困難な方（ダイレクト分納）」へ



(5) ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替) の機能のまとめ

例：期限内申告で使える機能



例：期限後申告や修正申告 (予納制度を利用した納付を含む。) で使える機能



操作方法

e-Taxで申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクト」の項目が表示されますので、チェックボックスにチェックを付けることで、自動ダイレクトの利用が可能となります。

※ チェックを付けると、自動ダイレクトが利用可能か、e-Taxで判定します。

✳ 受付システムへの送信

以下の手続きを受付システムへ送信します。

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。 **自動ダイレクトとは**

1 私（当社）は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します

利用者識別番号	1234123412341234
1 引落日	令和6年5月10日
納付金額	1,000円
引落口座	国税銀行 普通預金 1234567890123

フォルダ選択

受信通知の格納先フォルダ	フォルダ選択
未選択(共通フォルダ)	フォルダ選択

戻る 保存 添付書類 2 送信

①チェックボックスにチェック！

②送信をクリック！

③確認してクリック！

自動ダイレクトの実行確認

「申告された納付額について、自動ダイレクトによる引落を行う」にチェックがあるため、法定納期限当日（法定納期限当日に申告された場合は、法定納期限の翌営業日）に自動的に口座引落しが行われます。よろしいですか？

※ 口座引落しの前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。（口座引落しができなかった場合、延滞税がかかる可能性があります）

※ 振替納税を利用されている方へ
自動ダイレクトにより納付された場合、振替日に口座引落しは行いません。

3 はい いいえ

※ 各画面は、会計ソフトで異なります。

送信まで終わったら

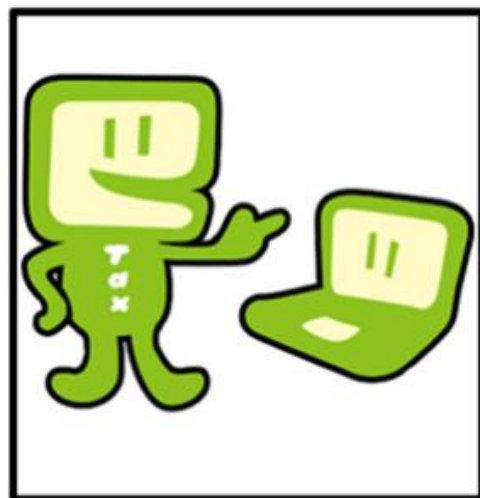
- 納付区分番号通知を確認
自動ダイレクトが利用できる場合、e-Taxに通知される「納付区分番号通知」に「指定した期日に登録口座から引き落としを行います。」と表示されます。
- 納付日に自動引落し
法定納期限当日（又は翌取引日※）に、自動で口座から引き落とされます（操作は不要）。
※法定納期限当日に申告した場合
- 納付完了通知
納付が完了したら、e-Taxに「ダイレクト納付完了通知」が通知されます。

e-Taxソフト(WEB版)と同様の画面操作を用いて、給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書及び報酬・料金等の所得税徴収高計算書について、作成・送信・キャッシュレス納付手続(ダイレクト納付・インターネットバンキング)の一連の流れを体験することができるツールです。



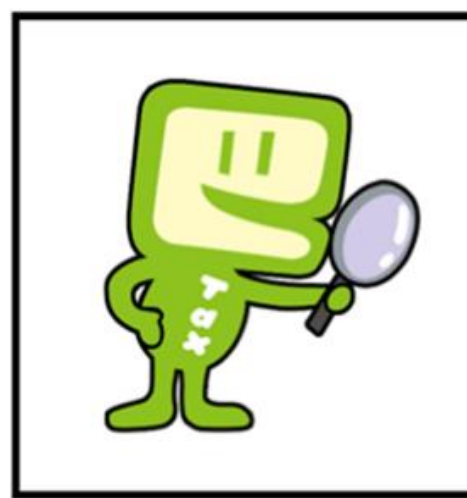
事前準備不要

パソコンやスマートフォンがあれば今すぐお試しください。
e-Taxの操作性を気軽に体験することができます。



何度でも操作可能

デモ操作ですので、ミスにすることなく、利用できます。
パソコンの操作が苦手な方でも、安心して利用できます。



操作確認用に

デモ操作の画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作を行う使い方もできます。

体験できること

- 徴収高計算書の作成
- ダイレクト納付(自動ダイレクトを含む。)
- インターネットバンキングによる納付

簡単を体験！！



体験は
こちらから！



スマホでもできるよ!

予納制度とは

予納とは、調査等により近日中（おおむね6か月以内）に納付すべき税額の確定が見込まれる場合、修正申告書等を提出する前であっても、その納付すべき税額の見込金額を、税務署長に申し出て、あらかじめ納付（予納）することができる制度です。（国税通則法第59条第1項第2号）

申告・申請・納税

ご利用になりたいメニューの「操作に進む」ボタンを押してください。

新規作成

申告・申請データを新規に作成します。

※ 法定調書については、新規分、追加分、訂正分及び無効分の作成が可能です。

操作に進む

作成再開

作成中申告・申請データ(拡張子「.wxtx」)を読み込んで作成を再開します。

操作に進む

作成済みデータの利用

作成済み申告・申請データ(拡張子「.xtx」)を読み込み、表示、印刷、電子署名及び送信します。
また、作成済み申告・申請データと同時に添付書類(PDF)の送信を行います。
添付書類(PDF)を添付可能な手段で、添付できる添付書類(PDF)の種類、添付するファイルのサイズに制限があります。詳細はこちらを参照ください。

操作に進む

ダイレクト納付を利用した予納の申出（予納ダイレクトの利用）

ダイレクト納付を利用した予納の申出、申出内容の変更・照会を行います。
※ダイレクト納付利用届出書を提出し、預貯金口座の登録が完了した方のみ利用可能です。

操作に進む

戻る

予納ダイレクトの場合はここをクリック

予納ダイレクトって、何？

将来に納付が見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日に、予（あらかじめ）め納付できる手続です。

メリットは？

- 申告時に（一括で）納税資金を準備する負担を軽減
- 延滞税等、納付が遅れた場合のペナルティを回避

予納できる期間は？

- 予納する国税の課税期間内となります。
- 例えば、令和X年分の確定申告分については、
⇒ 令和X年1月1日～12月31日となり、期間内において、任意の引き落とし日の指定が可能です。



ダイレクト納付を利用した予納（e-Taxソフト（WEB版））の流れはこちら

ポイント

法定納期限が過ぎた修正申告や期限後申告に係る納付を事前にする「予納制度」には「予納ダイレクト」を利用することはできませんが、「ダイレクト納付」は利用できます。

書面で申告する場合でも、e-Taxを利用してダイレクト納付をすることは可能です。ただし、事前にいくつかの手続きが必要となります。また、「自動ダイレクト」機能は利用できません。

【流れ】

1 e-Taxの利用手続き

書面で申告する場合でも、電子納税のためにはe-Taxの利用者識別番号を取得する必要があります。

2 「ダイレクト納付利用届出書」の提出

ダイレクト納付を利用したい預貯金口座について、税務署へ「ダイレクト納付利用届出書」を書面またはオンライン（個人に限る。）で提出します。利用可能となるまでに、およそ1か月程度を要します（オンライン提出の場合は、1週間程度。）。

3 e-Taxで納付情報の登録（メッセージボックスから納付）

書面で提出した申告書データはe-Tax上には存在しないため、納付に必要な情報（税目、金額、納期限など）を別途e-Taxに登録（**納付情報登録依頼**）する必要があります。

納付情報登録依頼の作成・
送信方法は[こちら](#)



4 ダイレクト納付の実行

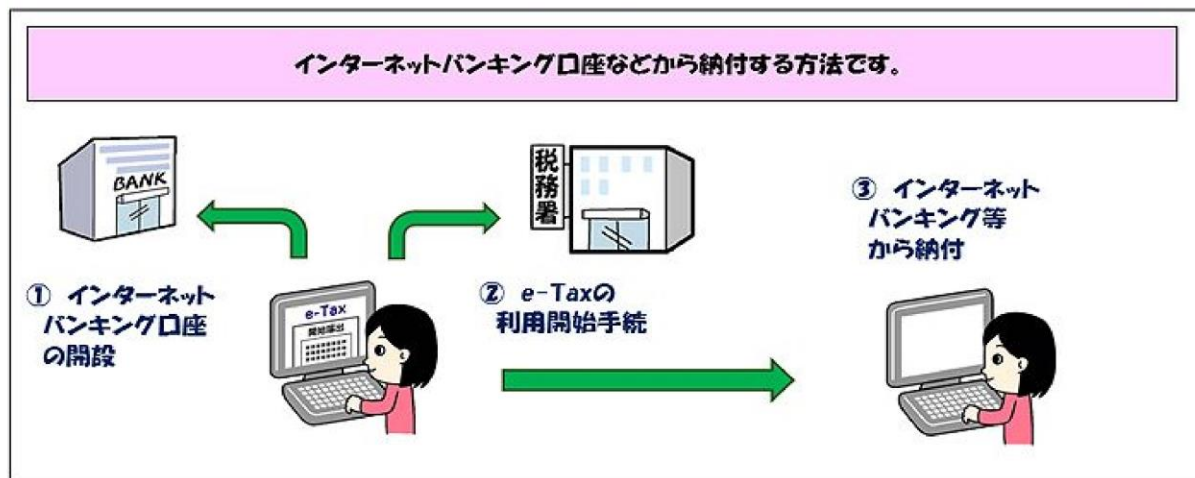
e-Taxで納付情報データ（納付情報登録依頼）を作成・送信することで、**受信通知（納付区分番号通知）**がメッセージボックスに格納されます。

この通知には利用可能な納付方法が表示されますので、こちらから電子納税の手続きを進めることができます。

- 普段からインターネットバンキングを利用している納税者に推奨



★詳しくは、国税庁HP
「インターネットバンキング等からの納付手続」へ



インターネットバンキング等からの納付手続とは、インターネットバンキングやATM等により国税を電子納付する手続です。
ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用開始手続を行っていただく必要があります。

メリット

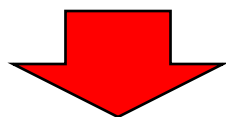
- ・ e-Taxによる申告等をした後にメッセージボックスから納付（登録方式）、自身で納付目的コードを作成し納付（入力方式）が選択可能
- ・ 決済日を任意に設定可（操作した日）

デメリット

- ・ 納付金額制限有
- ・ 稼働時間制約有
- ・ e-Tax環境、インターネットバンキング契約必須

【インターネットバンキングメニュー】

振込・振替	税金・各種料金の払込み (ペイジー)
国際送金	



【収納機関番号入力画面】

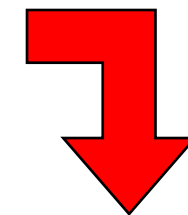
収納機関番号
00200
次へ

【納付内容入力画面】

収納機関番号
00200
納付番号
利用者識別番号 (16桁)
確認番号
納税用確認番号 (6桁)
納付区分
03045050401
次へ

【金額入力画面】

収納機関番号
00200
払込先
〇〇税務署
納付番号
1234567890123456
お名前
ｶﾞ ｼｶﾞ ｲﾏ 〇〇〇〇 様
払込内容
法人050401確定
払込金額
1,000,000 円
次へ



納付内容の確認などを行った上で実行



納付完了!

※ 納付区分は、令和6年3月決算期法人税確定申告分を納付する場合の例

※ どの税務署に納付する場合でも同じ番号

《納税用確認番号について》

- 「電子申告・納税等開始届出書」をオンライン提出する際などに設定する6桁の番号
- 番号を失念した場合でも、e-Taxソフト（WEB版）ログイン後のマイページから変更可能（既存番号は入力不要）

《納付区分について》

①税目番号、②申告区分コード、③元号コード、④課税期間（自）により設定可能

- ①税目番号：申告所得税及復興特別所得税「320」、法人税「030」、地方法人税「040」、消費税及地方消費税「300」、復興特別法人税「330」、申告所得税「020」
- ②申告区分コード：中間申告「3」、確定申告「4」、修正申告「5」、予納「8」、その他「9」など
※ 予納は、申告期限延長分の法人税等について、申告書提出前に納付する場合などに使用
- ③元号コード：平成「4」、令和「5」

【活用例】

申告書や徴収高計算書を作成する部署と納付手続を行う部署が異なる場合でも、申告書や徴収高計算書のe-Tax送信を前者の部署が行い、受信通知画面のメール送信等により後者の部署に連携することで、専用用紙の納付書や徴収高計算書の作成を行うことなく、電子納税で納付を完了することも可能！

➤ 所得税及び消費税を納付する 個人事業者に推奨

振替納税とは、納税者ご自身名義の預貯金口座からの口座引落しにより、国税を納付する手続です。

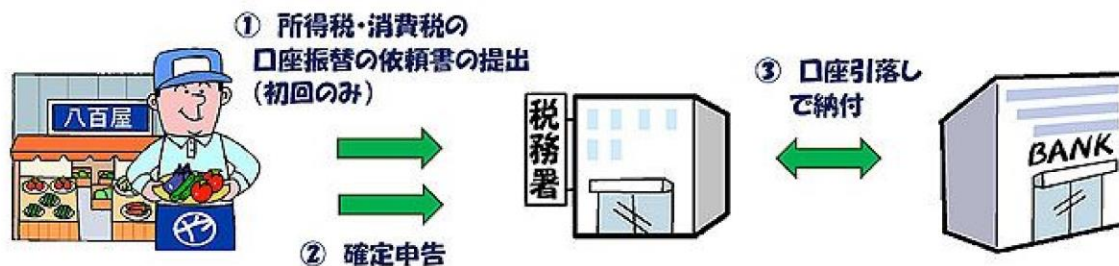
ご利用に当たっては、e-Taxにより依頼書を提出するか、税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ専用の依頼書を書面で提出していただく必要があります。

(預貯金口座の変更依頼や振替納税の取りやめ依頼がない場合及び所轄の税務署が変更とならない場合に限り、自動的に次回以降も振替納税が行われます。)



★詳しくは、国税庁HP
「振替納税手続による納付」へ

振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。



メリット

- ・ e-Tax環境、インターネットバンキング契約不要
- ・ 納付金額制限無
- ・ 一度の届出で以降の納付手続が不要
(期日に自動引落)
- ・ 手数料不要

デメリット

- ・ 振替利用開始届出の提出期限有
- ・ 引落日は国税庁が指定した期日に固定
- ・ 税目限定

クレジットカード納付

クレジットカード納付とは、インターネット上でのクレジットカード支払の機能を利用して「国税クレジットカードお支払サイト」を經由し、国税庁長官が指定した納付受託者へ国税の納付の立替払いを委託することにより、国税を納付する手続です。

※ 「国税クレジットカードお支払サイト」は国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税クレジットカード納付専用の外部サイトです。

【国税クレジット
カードお支払サイト】



(注) 納付税額に応じた決済手数料がかかります

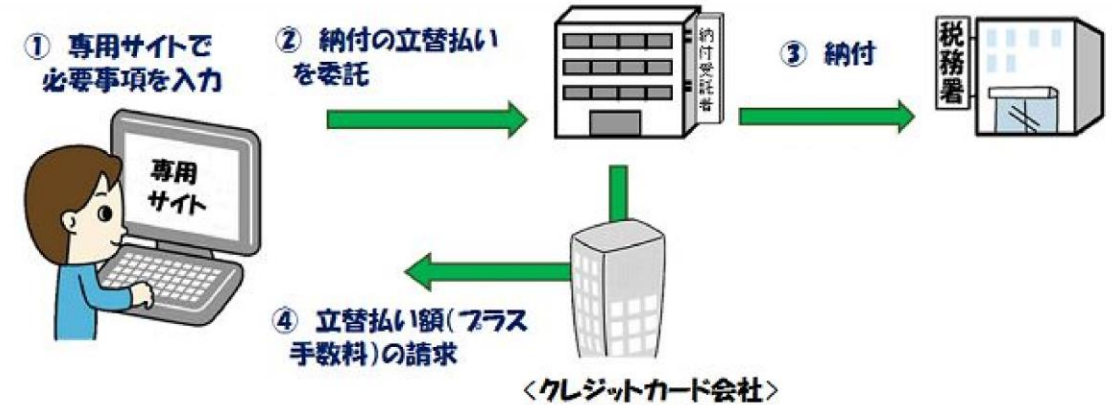
納付税額	決済手数料 (税込)
1円～10,000円	99円
10,001円～20,000円	198円
20,001円～30,000円	297円
30,001円～40,000円	396円
40,001円～50,000円	495円

以降も同様に10,000円を超えるごとに決済手数料が加算されます。

お支払いいただく決済手数料については、左記「国税クレジットカードお支払サイト」において、シミュレーション計算が可能ですので、ご活用ください。

なお、決済手数料は、国の収入になるものではありません。

インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、納付受託者が運営する専用サイトから納付受託者に納付(立替払い)を委託する方法です。



メリット

- ・稼働時間制約無（時間関係なし）
- ・決済日を任意に設定可（操作した日）
- ・e-Tax環境、インターネットバンキング契約不要

デメリット

- ・納付金額制限有
- ・カード決済手数料必要

スマホアプリ納付とは、e-Taxで申告等データを送信した後などに、国税庁長官が指定した納付受託者（GMOペイメントゲートウェイ株式会社）が運営するスマートフォン決済専用のWebサイト（国税スマートフォン決済専用サイト）から、「○○Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法です。申告税額等が30万円を超える場合はご利用になれません。



★詳しくは、国税庁HP
「スマホアプリ納付の手続」へ

【ご利用可能なPay払い】



※ 当面の間、リーフレット等のロゴの表示が異なる場合があります。

メリット

- ・稼働時間制約無（時間関係なし）
- ・決済日を任意に設定可（操作した日）
- ・インターネットバンキング契約不要
- ・手数料不要

デメリット

- ・納付金額制限有（30万円以内）
- ・スマホアプリ必須（デフォルト値の変更必要）

各種キャッシュレス納付概要一覧表

納付手続	① ダイレクト納付	② インターネットバンキング	③ 振替納税	④ クレジットカード納付	⑤ スマホアプリ納付
対象税目	税目は問わない	税目は問わない	個人事業者の申告所得税・消費税等	税目は問わない	税目は問わない
届出提出	e-Tax開始届+ダイレクト開始届(法人は書面のみ)	e-Tax開始届	振替依頼書	不要	e-Tax開始届
利用開始までの期間制約	オンライン提出の場合、1週間程度(個人格のみ対応)。書面提出の場合、1カ月程度。	—	利用を希望する税目の納期限により提出期限有	—	—
e-Tax利用環境	要	要	不要	不要 (インターネット利用環境は要)	要
インターネットアプリ利用	—	—	—	—	各種Pay払いの決済アプリ導入前提
インターネットバンキング契約	—	要	—	—	—
利用金融機関の制約	ネット専業銀行や農協などで対応していない場合有	ネット専業銀行や農協などで対応していない場合有	ネット専業銀行や農協などで対応していない場合有	—	—
利用手数料	不要	金融機関により必要	不要	納付金額により変動	不要
納付指図	各自設定(自動ダイレクト選択時は不要)	要	不要	要	要
納付日指定		手続をした日が納付日			
納税金額の制限	法定納期限当日に自動ダイレクトの手続をした場合は、別途納税額に制限あり(R6.4.1~R8.3.31:1,000万円以下、R8.4.1~R10.3.31:3,000万円以下、R10.4.1~:1億円以下。)	金融機関によって必要な場合有	無し	1千万円かつ決済可能限度額以下	30万円又はチャージ限度額以下
利用税目の制約	全税目対応可(手続により登録免許、自動車重量税除く)	全税目対応可(手続により登録免許、自動車重量税除く)	個人の申告・消費のみ	全税目対応可(手続により登録免許、自動車重量税除く)	全税目対応可(手続により登録免許、自動車重量税除く)
利用時間の制約	e-Taxかつ金融機関のシステム稼働時間	e-Taxかつ金融機関のシステム稼働時間	届出期限有・振替日指定	無し	無し
預金・現金残高	要	要	要	—	アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能
分割・リボ払いで納付	予納ダイレクトが可能	—	—	リボ払い可、ボーナス払い不可	—
納付手続から署へデータ連絡の時間制約	無し	無し	日数要	納付受託者が国税の納付の立替払いを行うまでの間日数要	要
代理人(税理士等)による納付	納税者本人の納税用確認番号等を登録しておくことが必要	否	否	否	否
領収証書の発行	発行なし	発行なし	発行なし	発行なし	発行なし

e-Taxの事前準備、送信方法、エラー解消などについて

① 「よくある質問Q&A」で解決

e-Taxのご利用に当たって、皆様から寄せられた質問をe-Taxホームページに掲載しています。

パソコン等の推奨環境、e-Taxソフトの操作に関するご不明な点など、e-Tax全般に関する質問につきまして、まず、こちらをご覧ください。

詳しくは
こちら



② 「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」で解決

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせに電話で対応する専門窓口(税務相談等を除く。)として、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクを設置しております。

詳しくは
こちら



ナビダイヤル
(全国一律の通話料金)

0570-01-5901

月曜日～金曜日 9時から17時
※休祝日及び12月29日～1月3日を除く。

個人住民税（特別徴収分）もキャッシュレス納付が便利です！

地方税ポータルシステム（eLTAX）個人住民税（特別徴収分）

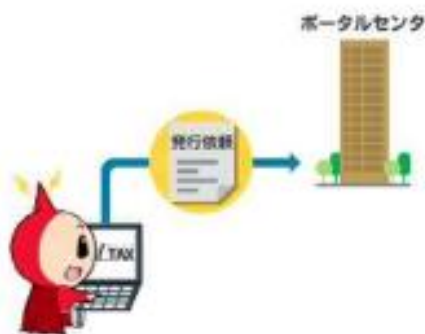
eLTAXで個人住民税（特別徴収分）をキャッシュレスで納付することができます。

詳しくは
こちら



(eLTAXホームページ)

(参考情報(1)) 地方税(eLTAX)の納付手段



Step 1

納付情報の発行依頼を行う

申告データ又は納付用の基本情報を入力して、納付情報の発行依頼を行います。



Step 2

納付情報を受け取る

納税者が納付情報を受け取り、確認します。
(代理人も確認可能です。)



Step 3

納付を行う

ダイレクト納付、インターネットバンキング、ATM、クレジットカードにより納付を行います。
(ダイレクト納付、インターネットバンキング、ATMは、金融機関により、利用可能な納付方法が異なります。)

～参考情報～

[個人住民税\(特別徴収\)の納付情報の発行\(動画\)](#)



[納付情報をもとにした納付\(動画\)](#)



[個人住民税\(特別徴収\)の納付フロー](#)



[詳細なマニュアル\(地方税ポータルシステム\)](#)



(参考情報 (2)) 地方税 (eLTAX) の納付手段

ダイレクト納付

詳しくはこちら →



パソコンから、即時又は納付日を指定して、口座引落により納付する方法



★ 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書は金融機関に郵送

(注) 地方税納付代行とは別の手続きです。

情報リンク方式

地方税共通納税システムから納付情報をインターネットバンキングに引き続き納付する方式

クレジットカード方式

クレジットカードの情報を入力して納付する方式

API方式

eL-QRを各種スマホ決済アプリ等で読み取って納付する方式

【参考】

オンライン方式：納税者が、金融機関のATMやインターネットバンキングに直接、ペイジーのキー情報を入力して納付する方式

一括伝送方式：納税者が、金融機関の窓口で直接、納付書を持ち込み納付する方式